

令和6年度

姫路港底質採取および調査補助業務

特記仕様書

令和6年4月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、姫路港広畑地区の図1-1赤色着色部において底質を採取し、採取した底質に関する各種試験の補助を行うものである。



図1-1 姫路港広畑地区 底質採取箇所 (Map data ©2022 Google)

2. 履行場所

姫路港広畑地区及び受注者施設

3. 履行期間

契約締結日より令和6年12月20日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日及び夏期休暇は休日として設定している。

4. 支給材料、貸与物件及び提供資料

なし

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局 令和5年3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

5-3 底質採取

(1) 姫路港広畑地区の図1-1の赤色で示す範囲内において、5地点から底質を採

取する。採取時期については、調査職員と協議のうえ決定するが、5月～7月中を予定している。

なお、採取量は合計で400kg程度（含水比200%程度以下の状態における重量）とする。

また、採取時の底質の含水比が非常に高い状態である場合には、プランクトンネット等を用いて海水を取り除く等、対策をとりながら採取する。

潜水士により底質の状況を確認しながら作業を行い、具体的な採取方法等については調査職員と事前に協議のうえ、決定する。なお、底質表層の浮泥は取り除く。

現地作業に関連する関係機関との調整、許可申請、届出等については受注者が行う。

- (2) 採取した底質について、本業務における試験（5-4）に必要な分量以外を下記までクール便で運搬する。

〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1

港湾空港技術研究所 構造研究領域 構造新技術研究グループ

電話番号 046-844-5059

- (3) 採取した底質については、本業務の各種試験測定及び港湾空港技術研究所への運搬後到着まで密封状態とし、できる限り空気に触れないように取り扱う。

5-4 底質に関する各種試験

5地点から採取した底質それぞれについて、土粒子の密度試験、含水比試験、粒度試験（フルイ分析及び沈降分析）、液性限界試験、塑性限界試験、強熱減量及び全有機炭素測定を行うものとする。つまり、各試験につき5ケースとなる。

なお、強熱減量及び全有機炭素測定の具体的な方法については調査職員と事前に協議のうえ決定するものとし、それ以外については下記の規格に基づいて試験を行うものとする。

土粒子の密度試験：JIS A 1202

土の含水比試験：JIS A 1203

土の粒度試験：JIS A 1204

土の液性限界・塑性限界試験：JIS A 1205

5-5 報告書作成

受注者は、上記5-3～5-4で得られた結果を報告書にまとめるものとする。

5-6 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議1回、業務の完了時に最終報告1回を行うものとする。

なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

6. 成果物

6-1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、特記仕様書、業務計画書、報告書、写真、測定データ等すべての最終成果(以下「業務完成図書」という)を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「業務完成図書」は、作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で1部提出するものとする。なお、「業務完成図書」の詳細内容及び電子化については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 特記仕様書の電子データは、発注者が提供する。

6-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。
また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。
- (3) 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。
- (4) 本業務の遂行上過程では、調査職員と綿密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。
- (5) 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。
- (6) 本業務において発生した廃棄物は、受注者の責により適正に処分するものとする。

以 上